

リース契約書(12年)

第1条 契約成立時点

- (1) 本契約は賃借人(以下甲という)が賃貸人である株式会社アドム(以下乙という)から下記記載のリース物件(以下物件という)の引き渡しを受け、所定の手続きを経て契約の承諾となる行為をしたときに成立するものとします。
- (2) 甲は、物件を下記リース開始日から下記記載の期間(以下リース期間という)賃借します。
- (3) 甲は、園児定員19名以下の1施設を管理する目的で賃借します。
- (4) 管理する施設の変更に伴い園児定員が19名を超える場合、あるいは、管理する施設が増加する場合は、甲は乙に申請をし、契約を締結し直すものとします。

第2条 リース料の支払方法

月のリース料の支払いについては、毎月23日に指定口座からの自動振替とします。

第3条 リース期間

下記に記載の12年間とします。

第4条 リース料残金の一括払い

甲は、乙と協議の上、残リース料の合計を乙に一括して支払うことができます。その場合、乙より引き渡された乙所有の物件は甲に自動的に移管され、本契約は解除されるものとします。

第5条 物件の引き渡し

- (1) 物件の引き渡しは乙が甲へ物件を送付または納品したときに完了します。
- (2) 甲は物件の引き渡しを受けたときからリース開始日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。

第6条 物件の損傷

- (1) 甲は、物件の引き渡しの時、または物件受領後法定期間内に物件の損傷を発見した場合、速やかに乙に書面で通知します。
- (2) 甲は、前項の手続きを怠った場合、理由のいかんにかかわらず、賃貸物件の損傷はないものとします。

第7条 物件の管理及び保全

- (1) 甲は、物件を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用します。
- (2) 甲は、甲の費用負担において、常に物件の整備を行うものとし、物件を保全します。
- (3) 甲は、リース期間中は物件に対し、乙が提供する以下のカスタマ・サービス・ポートフォリオ(以下CSPという)の提供を受ける権利を有するものとします。ただし、第4条、及び第10条の定めによる契約の解除を行った場合は、この限りではありません。
- (4) 乙は、ソフトウェアの機能が本契約成立時において、正常かつ何等の損傷がないことを条件として、該当期間中、本書によって申請される物件の保管場所に対し、次の内容のサービスの提供を行うものとします。
 - ① 電話によるシステム操作説明
 - ② 定期バージョンアップ(システム修正を含む)プログラムの配布
 - ③ 文書によるバージョンアップ内容の説明とガイダンス
 - ④ 文部科学省による、食品成分表データの改定に伴うソフトウェアの改定
 - ⑤ 厚生労働省による、食事摂取基準改定に伴うソフトウェアの改定
 - ⑥ 保育所専用給食献立データ及び献立レシピの配布
 - ⑦ 給食便り「わんぱくだより」の配布
 - ⑧ 機関紙「わんパッケン」の定期配布
 - ⑨ インターネットによるメンバーページへのアクセス権の付与(パスワードの発行)
 - ⑩ データ破損時の復旧支援
 - ⑪ システムCDの紛失による最新バージョンの配布
 - ⑫ 操作手順説明書の紛失による配布
 - ⑬ プロテクトキー破損・故障による無償交換
 - ⑭ 給食内容や業務に関する相談
- (5) 甲は、あらかじめ乙の書面による承諾を得ない限り、物件の保管場所や引き渡し時の現状を変更することはできないものとします。
- (6) 前項の規定により物件の保管場所を変更したことに伴い、第1条4項の規定に該当する場合は、契約を締結し直すものとします。

第8条 所有権の表示

- (1) 乙は物件に対して物件が乙の所有に係るリース物件である旨の表示をすることができます。
- (2) 甲は、物件を他へ譲渡または転貸することはもとより、担保権を設定する等、その所有権を侵害することができないものとします。
- (3) 甲は、乙が請求したときはいつでも物件の点検に応じます。

(雛形)

第9条 中途解約の禁止

- 甲は、次の各号を除き、本契約をリース期間満了まで解除することができないことを承諾します。
- 1 下記契約日から180日以内の場合
 - 2 第4条に定めるリース料残金を支払った場合
 - 3 甲が、廃業を書面にて示し、プロテクトキー(ソフト起動に必要なUSB)を乙に返却した場合

第10条 期限の利益喪失・契約の解除

- 甲は、つぎの各号の場合、乙からの何等の通知催告がなくても、本契約に基づく期限の利益を失い、残リース料の合計を直ちに乙へ支払います。
- 1 本契約に基づく債権の履行を一回でも怠ったとき
 - 2 本物件を園児定員19名を超える施設の管理に使用した時
 - 3 本物件を複数の施設の管理に使用した時

第11条 遅延損害金

甲は、本契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

リース物件・契約期間

物件	わんぱくランチ	開始日		満了日		(12年)
----	---------	-----	--	-----	--	-------

月間リース料金

月間リース料	4,180 円(うち、消費税及び地方消費税額 380 円) 10 %対象	(144回払い)
--------	--------------------------------------	----------

＊消費税額及び地方消費税額は、支払い時の消費税法に準じて変更することがあります。

後記当事者間において、以上の商品の賃貸にあたり、上記約款のとおり契約いたします。よって本証2通を作成し、甲・乙署名捺印のうえ各自その1通を保持するものとします。

契約日	
-----	--

賃借人(甲)

所在地 〒
法人名
代表者名 印
電話番号
FAX番号

物件の保管場所(わんぱくランチ使用施設) ※必ずご記入ください。

所在地 〒
法人名
施設名
電話番号
FAX番号

賃貸人(乙)

所在地 〒496-0036 愛知県津島市愛宕町4-4-1
法人名 株式会社 アドム
代表者名 代表取締役 加藤 久和 印
登録番号 T6-1800-0109-9414